| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| B.3.b.1 | 主偏波アンテナ利得コンタを地表の図上に、できれば地球の中心と衛星とを結ぶ軸に垂直な平面に対して、衛星に対して放射投影したもの<br>宇宙局のアンテナ利得コンタは、そのコンタの全部又は一部が、その静止衛星から見通せる場合に、最大アンテナ利得と比較して、少なくとも-2dB、-4dB、-6dB、-10dB及び-20dB、その後は必要に応じ10dB間隔で低くなる利得に対応する等価線として記入される。<br>可能な場合には、宇宙局のアンテナ利得コンタは、数式でも与えられるものとする（例えば、等式又は表）。<br>可動ビーム（第1.191号参照）が使われている場合において、実効照準区域（第1.175号参照）が地球全体の業務区域よりも狭い場合には、利得コンタは実効照準区域で画される境界の周辺での可動ビームの照準の動きで得られるものとなる。これは、上記のとおり提供されるが、相対的な利得0dBのコンタも含むものとする。<br>加えて、付録第30B号の場合を除き、可動ビームについては、第21.16号（及びそれに関連する手続規則）も参照のこと。<br>アンテナ利得コンタには、計画上の傾斜の偏位、経度の誤差の許容値及びアンテナの指向角度の結果を含むものとする。 | | | | | X | | | + | + | + | B.3.b.1 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 注— 適用する技術的制約に配慮するとともに衛星運用に対してある程度の柔軟性を許容しつつ、主管庁は、衛星可動ビームがカバーするエリアとそれらのビームの通信網のサービスエリアを、サービス目的を踏まえて、実用的な範囲で調整するものとする。<br>付録第30号、第30A号又は第30B号の場合には、非楕円ビームについてのみ必要である。 | | | | | | | | | | | | |
| | … | | | | | | | | | | | | |
| B.3.e | 宇宙局が地球から宇宙及び宇宙から地球の方向に分配されている周波数帯で運用されている時は、地球によって遮られていない部分の静止衛星軌道の方向へのアンテナの利得。付録第30号の場合には、12.5-12.7GHzの周波数帯についてのみ必要。 | | | | + | | | + | + | | B.3.e | | |
| | … | | | | | | | | | | | | |

改　表C　周波数割当てごとの各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性